奈良県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般国道

二　路　線　名　一六六号

三　道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
宇陀市大宇陀麻生田二六二番二先から宇陀市大宇陀麻生田四〇六番先まで	前 A	九・六～二九・一	五二七・五	
宇陀市大宇陀麻生田（桜井市界）から宇陀市大宇陀麻生田四三〇番一先まで	前 B	九・五～六〇・〇	六九二・〇	女寄トンネル L＝五三〇・〇m
宇陀市大宇陀麻生田（桜井市界）から宇陀市大宇陀麻生田四三〇番一先まで	後 B	九・五～六〇・〇	六九二・〇	女寄トンネル L＝五三〇・〇m